

(参考1)

今回の会合で提案・紹介された AFP に関連する取組事例報告

1. 合法性と木材の履歴システムに関する必須基準の開発
 - 合法性の基準として、英尼間の合意の 7 原則 14 基準 49 指標をベースに、森林経営と木材加工の合法性を判定するマトリックスを構築。
 - このマトリックスを半島マレーシア、サバ及びサラワクにて現地適用。合わせて、既存の認証システム(FSC、MTCC 等)にも適用。
 - 今後は地域での定義の調整と共通の基準・指標の作成と、必須基準の開発に向けて段階的発展を提唱。
2. 森林の所有形態・利用権及び関連契約の動向
 - 森林の利用権が持続可能な森林経営(SFM)を阻害しているかは明らかではない。
 - 多くの利用者・管理者は依然として役割、責任及び権利に関して曖昧なまま。
 - アジア地域において権利が委譲された森林の面積は限定的。
 - 利用権の保証は SFM にとって必要条件であるが十分条件ではない。
3. カリマンタンにおけるパートナーシップ
 - 主要な利害関係グループ間の対話促進。
 - 天然資源の衡平な配分を確保する政策とメカニズムの促進。
 - 持続的な開発に即した森林と土地利用とのモザイクの設定に関する技術支援。
 - 地域住民の生活向上に資する森林関連経済活動を含む SFM の展開促進。
 - 対象として、①保護地域での活動、②荒廃地(尼全体で 30 百万 Ha)での活動に分けて、③地方分権化の中での有効なメカニズム—トップダウンとボトムアップアプローチの併用と④長期的と短期的な便益のバランス調整。
4. ITTO と森林法の施行と統治(FLEG)
 - 第 31 回理事会決議 6 に基づき、11 カ国(ボリビア、ブラジル、中国、コンゴ共和国、尼、日、マレーシア、PNG、タイ、英、米)にて輸出・輸入量の乖離調査を実施。
 - 第 37 回理事会での分析報告にて①計測単位の錯誤・相違(換算係数)、②税関分類の錯誤、③違法行為を指摘。
 - 違法伐採と違法貿易に関する事例調査—ペルー、ホンデュラス、マレーシアにて実施中、ブラジル、エクアドルは準備中。予算にはまだ余裕あり。
 - ITTO としては、これまでに違法伐採対策と FLEG 向上のためのプロジェクトに 7 百万ドル以上を支出—①木材履歴システムと関連統計情報の改善、②違法行為の抑制のための地域共同体の参画の強化。
 - 直近の第 39 回理事会にて承認された、FLEG 関連のプロジェクトの総額は 5 百万ドル強。

5. マレーシア木材認証協議会(MTTC)による木材認証スキーム

- マレーシアの木材産業は、①GDPの4.3%(2004年)、②輸出額は33億ユーロ(2004年)、③労働力の3.5%(2003年)。
- MTTCは99年1月に発足。MTTCスキームは2001年10月より段階的アプローチで開始。
- 2005年よりは、FSCの基準・指標をひな形として導入。
- 現状—①認証森林面積は4.73百万ha、②加工流通(CoC)認証は66企業・工場、③輸出実績40千m³(2005年9月末)
- 汎アセアン木材認証イニシアティブも開始された。

6. インドネシアの違法伐採の現状

- 現状—①世界最大の森林減少—年間3.8百万ha(2003年)、②過剰な木材加工産業、③はびこる密輸業者、④官吏の汚職と無法状態の蔓延
- 国際的な需要増—①世界の木材産業の生産額—160億ドル(1998年)から299億ドル(2020年)へ、②EUは1999年に10百万m³の熱帯材を輸入したが、半分1.5億ドル相当は違法材。
- 中国は1997年から2002年にかけて木材輸入量が倍増—54百万m³から122百万m³へ。内、丸太は5倍増。中国は世界最大の家具製造、合板でも世界有数。
- 4大違法木材貿易ルート—①イリアン・ジャヤから中国、②カリマンタンからベトナム、③スマトラから半島マレーシア、④カリマンタンからサラワク。
- イリアン・ジャヤから中国ルートでの役割—①インドネシア(ブローカーと安全担当)、②マレーシア(伐採作業とロジスティック)、③シンガポール(貿易業者、船荷主)、④中国・インド(輸出先)
- インドネシアの合法性証明スキーム—①合法性の証明はSFMへのステップ、②第三者合法認証の重要性、③消費国・企業が違法や素性の分からない木材を市場から排除し、それらの輸入を処罰する。

7. シベリアの環境破壊的な伐採と違法木材貿易

- 現状—①管理体制の欠如の結果としての破壊的な伐採の蔓延問題は、違法伐採問題へ、②森林破壊による環境的・社会的損失は、歳入の減少へ、③汚職の結果としての違法伐採問題が法律の施行という観点からの課題、④中央集権の強化は地方での官吏の権力の低下をもたらし、汚職の蔓延を引き起こしている。
- 何が足らざるのか—①科学的な森林資源調査の方法・技術、②地域住民をベースとした林業を支援する政策、③特用林産物や観光を支援する政策
- 違法伐採の種類—①完全なる違法性(偽装された文書、または文書なし)、②半分程度の違法性(積載量が文書通りではない)、③伝統的な違法性(正式な文書を違法で入手)。
- 違法貿易の種類—①完全なる密輸(極めて限定的)、②税関への不正申告(樹材種)、

③税関への不正申告(実際の積載量)、④賄賂によってニセの文書を発行させる。

- 違法伐採のサイズー①大規模(伐採権付与業者の違法行為)、②中・小規模(伐採権付与業者や住民の違法行為)。
- 政府としてのスタンスー①市場価値の高い樹種の輸出税の増税措置と将来の丸太輸出禁止、②小規模の木材産業や観光産業への投資促進を含む森林・林業政策の再生、③衛星情報等を活用した先進的な森林資源調査手法の確立、④地域社会と木材加工産業の振興、⑤主要な樹種の伐採許容量と輸出数量の整合性の確保、⑥伐採権付与やモニタリングへの地域社会の参画の導入、⑦税関での加工流通(CoC)認証の導入の検討。